

日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画

I. 計画策定の趣旨

日本赤十字看護大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の不正使用防止のための各種対策を適切に講じ、「不正防止計画」を策定する。

II. 管理運営体制の整備

(1) 責任体制

- ①最高管理責任者は、学長とし大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について、最終責任を負う。
- ②統括管理責任者は、事務局長とし、競争的資金等の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、大学全体を統括する実質的な責任と権限を負う。
- ③部局責任者は、看護学部長、研究科長、及び事務局次長とし、各部局内で競争的資金等の運営・管理について、監督する教職員に対し、実質的な責任と権限を持つ研究活動上、及び執行の不正行為の防止に関し必要な指導を行う。
- ④最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 不正防止委員会、利益相反委員会の設置

- ①最高管理責任者の下に不正防止委員会、利益相反委員会を設置する。

III. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

(1) 事務処理手続き・競争的資金等使用上に関する相談窓口の設置

- ①事務処理手続きは科研費システムにより適正に処理を行う。
- ②事務局科研費等担当（経理課）を使用に当たっての本学内外に対する相談窓口とし、本学ホームページで公表する。

(2) 職務権限の明確化

- ①研究者と事務職員との事務処理に関する相互チェックを必ず行う。
（購入品目、金額の情報交換等）
- ②決裁手続きの簡素化を行う。

(3) 関係者の意識向上

- ①本学教職員対象の科研費補助金説明会を開催し、執行全般にわたる注意点等について情報提供を行う。
- ②資金提供機関主催の研修会・説明会に積極的に出席し、情報収集を行い本学教職員に周知する。
- ③研究者及び事務職員の行動規範を制定し、競争的資金の執行に関するルールを適宜メールや口頭で研究者に周知し、一層の理解を促す。

IV. 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定

- ①研究費等の受入・執行等の業務フローを作成し、現状の運用実態の再点検を行う。
- ②研究費等の使用ルールを明確にし、研究者に周知をする。

③具体的な不正防止計画を作成する。

④教職員に対し「研究費等使用についての説明会」を実施し、不正防止の意識付けを行う。

(2) 不正防止計画の実施

①不正防止計画担当は事務局科研費等担当課の課長（経理課長）があたる。

②大学ホームページで不正防止計画を公表する。

V. 研究費の適正な運営・管理活動

①科研費システムにより、予算執行の状況を検証し、執行内容の計画のずれ・執行時期の遅れがないか確認を随時行う。

②原則として、発注および検収確認業務は事務職員が行う。

③科研費システムにより研究者が発注の際、支出財源の特定を行い、予算執行状況を把握し、同時に事務担当者による執行状況の確認、および残額確認を行い適正な管理を行う。

④科研費システムは不正計画防止担当者（経理課長）により管理を行う。

⑤不正取引をした業者へは、日本赤十字学園経理規程により取引停止とする。

VI. 情報の伝達を確保する体制の確立

①不正にかかる情報が寄せられた場合は、科研費担当から部局責任者、統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に報告を行い、部局責任者と科研費担当により調査を行う。調査結果は最高管理責任者に報告をする。

附 則

この計画は、平成25年9月11日から施行する。

この計画の改正は、平成27年4月1日から施行する。
